

国際刑事裁判所（オランダ）でのインターンシップ募集

同志社大学法学部・法学研究科は、常設の国際刑事裁判機関である「国際刑事裁判所（ICC）」（オランダ）との間で学術交流協定を締結しています。この協定に基づき、ICCでのインターンシップ希望者を募集します。

※このインターンシップは正課外の活動となります

記

< 研 修 場 所 >

International Criminal Court (ICC) / 国際刑事裁判所
Oude Waalsdorperweg 10, 2597 AK Den Haag, Netherlands
Website: <https://www.icc-cpi.int/>

< 派 遣 人 数 >

2名

< 研 修 時 期・期 間 >

研修時期：2024年2月以降

※派遣決定後、希望時期を聞いた上でICCが決定。派遣期間に授業や試験が重なった場合でも特別対応はありません。

研修期間：2ヶ月～6ヶ月

※3ヶ月以上の参加が望ましい。3ヶ月以下の派遣を希望する者は出願理由書に理由を明記すること。

※新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置（外務省 海外安全ホームページ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

< 費 用 負 担 >

渡航費、滞在費その他すべての費用は学生が負担する
(インターンシップ自体の参加費は不要、給与は支給されません)

< 応 募 資 格 >

次の①～⑤全ての要件を満たす者

①インターンシップ参加時に下記条件を満たしていること

法学部（法律学科・政治学科）4年次生以上、
法学研究科博士前期・後期課程学生（政治学専攻、私法学専攻、公法学専攻）、
もしくは法学部、法学研究科（前期・後期）を最近卒業した者（卒業から長期間経っている場合、参加可否について事前にICCへ確認が必要となる場合があります）

※ダブル・ディグリー制度や交換留学制度の下で留学先にいる同志社大学学生についても上記の条件を満たしていれば応募可能（ダブル・ディグリー制度や交換留学制度により同志社大学に滞在している他大学学生は対象外となります）

②インターンシップ参加に係る全費用を負担できること

③インターンシップ参加に係る準備手配を個人で行うこと

④基本的なパソコン技能（ワード、エクセル）を有すること

⑤以下の英語力、もしくはフランス語力を証明できること

英語力：IELTSTM6.5以上（全項目6.0以上）もしくはTOEFL iBT[®]テスト92以上（リスニング21以上、リーディングおよびスピーキング23以上、ライティング22以上）

※TOEFL iBT[®]テストについては、Test Date スコアのみ利用可（MyBestTMスコア不可）

フランス語力：TEF540以上、TCF399以上、DELF B1以上、もしくはフランス語検定2級以上

< 提 出 書 類 >

次の全ての書類を提出すること

①英文履歴書—書式自由

②英文出願理由書—書式自由、

③語学証明書—応募資格に記載の英語力もしくはフランス語力のいずれか、原則2021年11月以降に受験したもの、スコアレポートのコピー可

④英文推薦書—書式自由（任意）

< 申 請 期 間 > 2023年10月25日（水）～10月31日（火）16時まで（窓口開室時間のみ）

< 提 出 場 所 > 今出川キャンパス教務センター（法学部）

< 選 考 方 法 >

① 提出書類および11月上旬に同志社側で行う面接による総合評価で被推薦者を決定

↓

② 被推薦者はICC公募に応募 <https://www.icc-cpi.int/jobs>

↓

③ ICC側の選考後に正式決定

※ICC内でインターンを行う部署は参加者とICCとの協議により、最終的にICCが決定

※ICCでの仕事内容について「守秘義務」が課せられることがあります

< そ の 他 >

国際裁判機関等インターンシップ支援事業

外務省公告 http://web.apollon.nta.co.jp/kokusaihou_intern/index.html

以 上